

令和6年度

教育行政執行方針

芽室町教育委員会

令和6年度 教育行政執行方針

令和5年芽室町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、令和6年度芽室町教育委員会教育行政執行の基本方針及び重点施策を申し上げます。

I 教育行政に臨む基本方針

今日、我が国は、人口減少社会や Society5.0 の到来、グローバル化の進展など、社会情勢の変化やコロナ禍を契機とした可能性と課題などを踏まえ、経済発展と社会的課題の解決を両立させる取組などを進めております。

そのため、「人材育成」から「人財育成」への転換を目指し、持続可能な社会の創り手を育む教育の充実が求められています。

このようなことから、子どもたちが郷土愛を自信に変え、夢に挑戦するとともに、町民が生涯にわたって学び続けることができるよう、プラスの息の教育である「プラス思考で考動する生き方を推奨する教育」を基軸に「チャレンジなくしてチェンジなし」と捉え、「郷育・夢育」及び「一流を見て、聴いて、学ぶ」などを重視した、特色と魅力のある教育行政を推進してまいります。

II 重点施策の展開

次に、令和6年度において、重点的に取り組む施策を申し上げます。

1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

1 つ目、子どもたちの個性や可能性を引き出し、自ら未来を拓く力を育む教

育の推進についてであります。

第1に、「確かな学力と社会の変化に対応する力の育成」では、全小・中学校の30人以下学級編成の実施等による習熟度別・少人数指導の充実、教育DX推進員の継続配置と学びのプラットフォームとしての大型提示装置の有効活用、双方向の学びを実現する授業支援ソフトの導入等によるICT教育と、探究・提案・発信型の教科横断的な学びである「めむろ未来学」の改善・充実など、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。さらに、令和5年度に策定した、義務教育9年間の学びの系統性や連続性を重視した「芽室町小中一貫教育基本方針」の具現化を図ります。

第2に、「規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成」では、「芽室町いじめ防止基本方針」や「芽室町不登校支援システム」及び「学校風土調査」等をもとに、「人は皆違うからこそ尊い」と捉え、生徒指導の機能等を生かした教育活動を通して、郷土愛や自己有用感、夢への挑戦心の醸成を図ります。また、ジェンダー平等や多様性を踏まえた社会への参画力を育む教育を推進する中で、問題の未然防止と早期発見・早期解決に努めます。加えて、教育支援センター「ゆうゆう」の機能の更なる充実に努めます。

第3に、「健やかな体の育成と健康・防災教育の推進」では、一人一人が課題解決力や行動力を高める授業と運動習慣の構築、生活習慣病検査等を踏まえた栄養指導の充実、及び保護者の生活習慣病等に関する意識啓発に努めます。

また、食農教育を通して食を支える農業などについての体験的な理解を深める中で、健全な生活習慣や健康の保持増進に向けた意識の高揚を図ります。さらに、食農教育推進の基盤となる学校給食に係る給食材料費の一部経費（1食当たり 22 円）を町が継続して負担します。

第4に、「特別なニーズに対応した教育の推進」では、「芽室町個別支援計画」をもとに、校種間連携や訪問看護の派遣、及び ICT を活用した学びの充実など、個々の教育的ニーズを重視し、その可能性を広げる支援に努めます。

第5に、「教育の機会均等など学びのセーフティーネットの構築」では、就学援助や各種助成制度、及びヤングケアラーや生理の貧困への対応を継続するとともに、大学等奨学金貸付の所得制限を撤廃し、就学支援の幅を広げます。

第6に、「安全・安心で質の高い教育環境の整備」では、「学校施設等長寿命化計画」や「ICT 整備・活用指針」に基づき、上美生小・中学校体育館、芽室南小学校体育館の LED 化工事を令和5年度からの繰越事業として実施するとともに、スクールバス置き去り防止装置の設置、及び給食の安全性を高めるため、全小・中学校の給食配膳室への空調設備を配備します。

また、教育 DX 推進員の配置、及び ICT ヘルプデスクの民間委託の継続、新たな授業支援ソフトの本格導入など、ソフトとハードが有機的に機能する ICT 環境の整備を進めます。

第7に、「地域とともにある学校づくりの推進」では、地域に開かれた教育課程を基軸とし、学校運営協議会の熟議を生かしながら、学校と地域がパートナーとして連携・協働する中で、学びのフィールドを地域にも一層広げるなど、学校を核とした地域づくりにもつながる教育を推進します。

2 社会教育を中核とした生涯学習の推進

次に、町民一人一人が自己実現と社会参加活動を推進するための社会教育を中核とした生涯学習の推進についてであります。

第1に、「青少年の基本的な生活習慣の定着と体験活動の場の充実」では、青少年健全育成協議会の取組や「寺子屋めむろ」の内容の充実、健康増進拠点施設である総合体育館や町営水泳プール、トレーニング施設等における運動教室をはじめ、野外活動体験や宿泊体験、国際姉妹都市や友好都市との交流、及び公民館、図書館、ふるさと歴史館における各種講座等の改善・充実に努めます。

また、昨年度で全国的な「チャレンジデー」が終了したことから、町独自で新たな住民参加型の事業を実施します。

さらに、「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会の一環として、北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社様をはじめ、多様なプロスポーツ団体等との連携事業に取り組んでまいります。

第2に、「地域学校協働活動の推進」では、中学校区ごとのCSコーディネーターを生かし、各学校運営協議会と「めむろ郷育・夢育応援団本部」の双方向

性を強化する中で、各活動が全町的に展開するよう努めます。

また、「芽室ジモト大学」事業については、共に郷土愛を育み、未来を創る学びと成長の場となるよう、地域の活力を生かした組織体制の強化を図ります。

第3に、「生涯学習支援体制の充実と芸術文化活動の推進」では、電子図書館機能を含む図書館運営の充実をはじめ、各種団体と連携・協働し、フレンドリーコンサートや文化芸術鑑賞会、町民文化展の開催、町民文芸の発行支援、及び家庭教育学級、子育てサークル活動の実施など、多様な学習の機会の充実を図る中で、生涯学習の支援体制の充実や文化の振興に努めます。

部活動の地域移行については、単なる受け皿探しではなく、「地域で子どもたちを育てる」という「地域づくり」の視点を重視し、地域協働による持続可能な生涯スポーツ・文化活動の推進を図る環境の整備に取り組んでまいります。

第4に、「社会教育・社会体育施設の機能の充実」では、生涯にわたり、学びたいときに、いつでもどこでも学習の機会を選択できる地域社会の実現を目指して、各種施設が学びの拠点となるよう、更なる機能の充実に努めます。

第5に、「社会教育関係団体の支援」では、社会教育協会や体育会、文化協会、PTA、青少年健全育成協議会、スポーツ少年団、及び子ども会や郷土芸能メムオロ太鼓保存会など、各種活動の円滑な推進や充実を図る支援に努めます。

第6に、「高齢者の学習機会の充実と社会参加の促進」では、「めむろ柏樹学

園」のカリキュラム内容の充実とともに、地域学校協働活動を含めた社会参加の機会の提供に努めます。

第7に、「文化財の調査・保護の推進」では、町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護、及び町民保有の文化財の所在調査を行います。

第8に、「発祥の地ゲートボールの普及振興」では、「挑戦の流儀」をもとに新規事業に着手するとともに、令和6年度の『発祥の地杯全国ゲートボール大会』には、ブラジルゲートボール連合チームも来町することも踏まえ、大会内容の創意工夫と広報活動等の充実にも努めます。

Ⅲ むすびに

芽室町教育委員会といたしましては、学校教育と社会教育を両輪として、学校、家庭、地域、行政の連携・協働をこれまで以上に深める中で、全ての町民が自ら未来を切り拓いたり、豊かな生涯学習を進めたりすることができるよう、教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。